

学校教育目標

創 【未来を拓く】

～輝く瞳、笑顔とあいさつ、光る汗～
めざす生徒像

「考え、行動し、夢をもって成長する」生徒

- (1) 学び合い、高め合う生徒⇒輝く瞳・・・(知)
- (2) 認め合う、心豊かな生徒⇒笑顔とあいさつ・・・(徳)
- (3) 心身共に健康な、たくましい生徒⇒光る汗・・・(体)

校訓 自分らしさを光らせて

めざす学校像

- (1) 学力向上に努める学校
- (2) あいさつと歌声が響く学校
- (3) 安全で安心してすごせる学校
- (4) 地域とともに歩み、信頼される学校



本校の給食から 食育について



ごはん
豆腐ハンバーグ
スパゲッティサラダ
みそ汁



五目チャーハン
ヤンニョムチキン
春雨スープ

「21.4%」この数値は、右上の春雨スープの残菜率です。

残菜率とは、「食べ残した量」÷「作った量」の数値です。(この数値は25人分は捨てている計算になります。)なお、左上のみそ汁の残菜率は13.3%でした。

本校の給食の残菜率から見ると、汁物や野菜を調理したメニューが残る量は多く、パンが中心となるメニューになると残菜率は低くなる傾向です。

私の実家は兼業農家のため、米・野菜作りを行っています。そのため、小さい頃から農業の手伝いをしていました。今でも、お米作りの手伝いをしています。生産者の立場から、食事は残さず食べます。(勿体ないから。また、食い意地がはっているからかもしれません。)

子ども達にとって、食事のメニューにおいては、好き嫌い等はありませんが改めて、食育についてお知らせします。

「19日」は、食育の日と定められています。

食育とは・・・

1 食育は、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること。(農林水産省 食育の推進から)

2 「食育基本法」(平成17年法律第63号)

3 食育基本法における7つの基本理念

第5条：子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

第6条：食に関する体験活動と食育推進活動の実践

食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

4 学校における食育基本法の影響

平成20年、学校給食法が大きく改正され、学校給食法の第2条には、学校給食の目的として「優れた伝統的な食文化についての理解を深めること」や「生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」などが加えられました。子どもの心身の健康を養うだけでなく、食文化や食をめぐる環境を知る経験を提供することが、学校給食の役割となっています。

法律関係を含めてご紹介しましたが、心も体も成長著しいこの時期と生き方に通ずるため、食育についてぜひ考えてみてください。下記の文章は、20年以上前にたまたま見た雑誌の中から、感銘を受けた文を書き留めていたので、ご紹介します。

食べることは、生きることの原点である。

食べることは、愛情の原点である。

食べることは、家庭の原点である。

食べることにまつわる体験が
精神的な成長の原点になる。

シリーズ食くらし 食卓の向こう側第5部 脳そして心へ<8> から一部抜粋

最後に「バランスの良い食事を心掛けることが脳にとって一番良い。」とされています。